

吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準

1 評価項目、審査基準及び配点

	評価項目	審査基準	審査基準のポイントや具体例等	配点		
1	事業目標	事業の目的及び業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・国や本市の動向を踏まえ、生活困窮世帯等の子育ての現状や課題及び生活困窮世帯等の子供の置かれた生活環境を十分に理解しているか。 ・学習支援や生活支援に対する知識や考え方が十分にありと認められるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯の子供の課題や「貧困の連鎖」を防止するための必要な取組や支援を理解している。 ・その取組や支援を学習支援教室でどのように生かしていくかが具体的である。 	10	
		事業実施内容の具体性と妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項、仕様書の事業内容に沿った提案がされており、それぞれ具体的に提案されているか。 ・実施内容の提案が妥当か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者一人ひとりに合わせた学習支援計画書の作成、モニタリング等の管理ができる。 ・進路相談の内容、高校中退防止への取組について具体的である。 ・提案内容を実施していくだけの基盤がある。 	10	
	事業内容	学習支援教室の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が魅力を感じ、安心し、参加できる工夫がされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援導入時や適宜、対象者の家庭環境・学習環境から課題を読み取り支援内容に反映することができる。 ・対象者の興味や関心に合わせた学習支援員を選定する等対象者と支援員とのマッチングに工夫がある。 ・学習支援教室に通うことを対象者が楽しく思える教室（行事の実施等）を作りだすことができる。 ・対象者が安心して受け入れてもらえると感じることができる居場所に学習支援教室がなっている。 	10	
		学習支援に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者とその保護者に対し、日常的な自学自習及び高等学校受験のための効果的な支援提供を行うにあたり、具体的にどのような工夫がされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習習慣の乏しい対象者に対し、学習への意識づけを行い、学力を定着させるために有効な学習支援を提供できる。 ・対象者へ自宅での学習を習慣づけさせる取組がある。 	10	
		学習支援以外に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者やその保護者の抱えている課題（家庭内の問題や長期欠席生徒等）に対して、有益と考えられる改善策を提示することや関係機関と連携し、支援していくことができるようになっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者やその保護者の抱えている課題（家庭内の問題や長期欠席生徒等）について、適切な関係機関との連携や助言が行える。 ・関係機関と情報共有、連携しながら対象者やその保護者の支援を行える。 ・対象者が安心して受け入れてもらえると感じることができる居場所となっている。 	5	
			<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援教室の参加に消極的な対象者に対して、訪問等での促しや意欲喚起に向けた取組が提案されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援教室の参加に消極的な対象者に対し、訪問等での促しや意欲喚起に向けた取組がある。 	5	
		進路相談、情報提供に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者やその保護者に対しての進路相談、進学に関する情報提供を円滑に行える仕組みになっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の受験、オープンスクールや奨学金の情報提供が適宜行える仕組みになっている。 ・将来のキャリア形成を見据えた進路相談を行うことができる。 ・将来の目標を設定し、高校卒業の意義を感じ、志望高校を選択できるような支援が行える。 	5	
		その他のアピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な提案内容になっているか。 ・仕様書の範囲外で追加の提案がされており、効果的、効率的で実現可能であるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への「寄り添い型」支援（対象者の話を聞き、対象者やその保護者と共に課題解決に向けた支援）として、他とは違う支援を行える。 ・学習支援の中で、対象者への社会的自立を高めるための支援を行える。 	5	
	2	事業の実施体制	人員配置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針や運営の考え方を踏まえた人員の確保や学習支援員が継続して参加できるよう工夫がされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が将来像を描ける学習支援員の配置に努めている。 ・学習支援員を継続して確保できる仕組みや取組がある。 	5
			従業員の質の向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援員の質の向上、個人情報保護、守秘義務及び事故対応等の必要な研修等が計画され、実現可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援員に対する必要項目を入れた研修計画が作成されている。 ・研修計画が現実に行うことができる。 	5
事故、非常災害時の取組及び苦情対応等の体制			<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の安全確保と事故・緊急時に適切に対応することができるか。 ・対象者及びその保護者等からの苦情、トラブル等について適切に対応することができるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定やマニュアルを作成している。 ・規定やマニュアルの内容に担当者の役割り等が明確にされており、現実に対応可能である。 ・苦情、トラブル、事故や緊急時にすぐに対応ができる。 	5	
個人情報保護及び守秘義務について			<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適正な取扱いができるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定やマニュアルを作成している。 ・規定やマニュアルの内容に担当者の役割り等が明確にされており、現実に対応可能である。 ・個人情報漏洩防止のために必要な措置を講じている。 	5	
3	類似・関連業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援関連事業等の生活困窮世帯を対象とする支援事業に関する活動実績を十分に有すると認められるか。 ・行政機関（福祉・教育）との連携の実績はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体での学習支援関連事業等の生活困窮世帯を対象とする支援事業の内容や実績。 ・市との綿密な情報共有ができる。 ・自治体の福祉担当者、中学校やスクールソーシャルワーカーとの連携実績（学校との連携会議等への参加及び関係機関と連携しての個別家庭訪問の実施等） 	10		
4	価格点	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・配点（15点）×（業者最低見積金額÷業者見積金額）（小数点以下、切捨てとする。） 	15		
合計				105		